

棚卸資産の評価基準に関する 論点整理

制度調査部
古頭 尚志

ASBJ、低価法を強制適用へ

【要約】

2005年10月19日、ASBJ（企業会計基準委員会）は、『棚卸資産の評価基準に関する論点の整理』（以下、『論点整理』）を公表した。

原価法と低価法の選択適用を認める現行制度に対し、低価法による評価を強制することが最大の目玉となっている。

今回は『論点整理』の公表であるが、2006年度中に企業会計基準、同適用指針を公表し、2007年4月以後に開始する事業年度より適用することを目指している。

1. 経緯の概要

棚卸資産の会計処理については、2001年11月、ASBJ テーマ協議会より短期的テーマ案のレベル2 [比較的優先度の高いグループ（テーマ1）以外のグループ]として提言を受けていた。次の理由による。

：「わが国における棚卸資産に関する会計処理方法として、原価法と低価法の選択適用、再調達原価による評価（低価法適用時）の容認、最終仕入原価法の容認、がある。いずれも国際的には特異な処理とみなされるものであり検討が必要である。」

2005年3月、ASBJはIASB（国際会計基準審議会）との間で会計基準のコンバージェンス（収斂）に向けた共同プロジェクトの第1回会合を開催し、棚卸資産の評価基準を第1フェーズの検討項目とした。ASBJでは棚卸資産専門委員会を設置し¹、同6月8日より10月5日まで計8回にわたって検討を重ねてきた。

金融資産や固定資産については、「金融商品に係る会計基準」や「固定資産の減損に係る会計基準」により、時価が著しく下落した場合や収益性が低下した場合などに帳簿価額を切り下げる会計処理が既に行われている（固定資産の減損会計は平成16年3月期から早期適用も可、同17年9月中間期から強制適用）。しかし、棚卸資産では現在も原価法と低価法の選択適用が認められている。そうした背景もあり、棚卸資産専門委員会での低価法一本化へ向けた議論は、特段紛糾することも無く、比較的スムーズに進んだ。

なお、CESR（欧州証券規制当局委員会）が2005年7月に公表したIAS/IFRS（国際会計基準/国際財務報告基準）との同等性評価に関する技術的助言の中でも、棚卸資産の期末評価として原価法と低価法の選択適用が認められている点、後入先出法（LIFO）の使用が可能とされている点、の2点については、IAS/IFRSに基づいて会計処理し直した上で追加開示が必要との指摘を受けている。²

¹ 以下のレポート（制度調査部情報）も参照のこと。

2005年6月28日 吉井一洋『棚卸資産の評価、見直しへ～ASBJが専門委員会を設けて検討を開始～』

² 詳細については次のレポート（制度調査部情報）を参照されたい。

2005年9月27日 齋藤純『国際会計基準と日本基準との相違点～EUで進む第三国GAAPの同等性評価プロジェクト』

2. 現行の棚卸資産の会計処理

現行の我が国の棚卸資産の会計処理は、国際的な会計基準と比較して次のようになっている。

棚卸資産評価基準の比較

	現行の日本基準	国際会計基準	米国基準
評価方法	原価法が原則 低価法も選択可能	低価法を強制適用	低価法を強制適用
低価法で評価する場合の時価	正味実現可能価額 再調達原価など	正味実現可能価額	再調達原価 ただし、正味実現可能価額を超えてはならず、正味実現可能価額から通常の利益を控除した額を下回ってはならない。
評価損の戻入	規定無し 1	戻し入れる (洗替え法)	戻し入れない (切放し法)
後入先出法	可能 2	禁止 3	可能 4
低価法評価損の計上区分	売上原価の内訳科目 又は営業外費用	費用として認識 5	売上原価

1 「企業会計原則と関係所法令との調整に関する連続意見書」では、評価損を戻し入れない切放し法が妥当としている。

2 税法では洗替え法のみ可。

3 2005年1月1日以後に開始する年度より。

4 税法では低価法との併用は不可。

5 IAS2号。ただし、具体的にどのような費目で計上するかの記事はない。

3. 『論点整理』の内容

『論点整理』は次のような構成になっている。

<p>目的 背景 検討の範囲 論点 【論点1】原価法と低価法との選択適用の見直し 【論点2】低価法の適用除外とする場合 【論点3】低価法適用時の時価 【論点4】切放し法と洗替え法 【論点5】低価法の適用単位（グルーピングの可否） 【論点6】評価方法と低価法の適用 【論点7】損益計算書における低価法評価損の計上区分 【論点8】金融投資と考えられる棚卸資産の時価評価</p>
--

以下、各論点について説明する。

なぜ低価法を強制するか【論点1】

従来、我が国では「棚卸資産の原価を当期の実現収益に対応させることにより、適正な期間損益計算を行うことを重視し、ある期間の損益が将来の販売時点の損失など他の期間に帰属すべき損益によって歪められてはならない」として、期間損益計算の観点から原価法が採用されてきた。一方、「期末に保有する棚卸資産に、将来の損失が見込まれるときは早期に計上すべき」という保守主義の観点から、低価法の選択適用も容認されている。

しかし、前出の図表の通り、国際会計基準や米国基準では低価法が原則とされている。また、取得原価基準と「帳簿価額を切り下げる」手法とは両立し得ると考えることもでき³、原価法においても「強制評価減」という形で資産の収益性の下落を反映させる手法が定着している。他の会計基準の動向を見ても、固定資産や金融資産の減損処理など、帳簿価額の切下げ⁴を要する

³ 取得原価基準を「名目上の取得原価で据え置く」基準ではなく、「将来の収益を生み出すというという意味において有用な原価だけを繰り越そうとする」基準と理解すれば、このように考えることができる（『論点整理』18項）。

⁴ 「帳簿価額の切下げが必要となる状況」とは、一言で言えば「収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状況」とされる。棚卸資産の場合、投資額の回収は売却によってなされるから、具体的には「評価時点における棚卸資産の時価が簿価を下回った場合」に収益性が低下したと判断することになる。

会計処理が主流となっている。

こうした点を踏まえ、会計基準の国際的調和、他の会計基準との整合性の観点から「棚卸資産の収益性が低下した場合には帳簿価額を切り下げる」という考え方（＝低価法）が妥当と結論付けている。

適用除外の検討 【論点2】

時価の下落が収益性の低下に結びつかないケース⁵、時価の回復可能性が高いケース⁶、合理的に参照できる時価が存在しないケースなどについては、低価法の適用対象から除外すべきか、引続き検討することとされている。

なお、建設業における未成工事支出金⁷については、工事損失引当金を計上する会計処理⁸の定着状況を見て決定するとしている。

低価法を適用する場合の時価について【論点3】

正味実現可能価額か再調達原価か

低価法を適用する場合の時価については、正味実現可能価額（売却市場価格 - 見積販売経費）とするか、再調達原価（購買市場価格）とするか、あるいはその他の適切な時価があるのか、検討を続けるとしている。

もっとも現時点では、棚卸資産は「販売によってのみ投下資金の回収が図られる」ものであり、保守主義の観点からは「将来の損失は、取得原価から将来の予想される販売金額を控除した差額となる」ことなどから、売却市場価格を基準とする『正味実現可能価額』が最も整合的であるとされている。期末時点で正味実現可能価額が把握できない場合には、正常営業循環過程期間内の直近の販売実績に基づく単価（当期前でも可）を用いることも認められる。

それでも時価が得られない場合や、製造業などで原材料の時価を把握する場合には再調達原価も認められる。さらに再調達原価が得られない場合には正常営業循環過程期間内の最終取得原価とされている。

以上の方法で時価が得られない場合には「合理的に参照できる時価が存在しない」ケースとし、低価法の適用除外となる可能性もある。また、時価が得られない程に期間が経過している場合には、既に陳腐化が生じていることが多い、陳腐化評価損と低価法評価損の明確な区別は難しい、などの理由から、一定の規則的な方法で簿価を切り下げる（陳腐化に伴う収益性の低下を反映させる）手法を『簡便法』として認める可能性も示されている。

時価の優先順位・・・

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 正味実現可能価額 2. 正常営業循環過程期間内の実績販売価格 3. 再調達原価 4. 正常営業循環過程期間内の最終取得原価 5. 簡便法？・低価法の適用除外？ |
|--|

低価法を適用する場合の評価損について【論点4】

切放し法か洗替え法か

切放し法とするか洗替え法とするか、現時点では結論は出ていない。論点整理では次ページの～のように整理されている。これまでの議論を踏まえると、必ずしもいずれかの方法に限定する必要はないようにも思われる。ちなみにIASBとの第2回コンバージェンス会議において、IASB側は洗替え法を今後も継続する意向を示している。

⁵ 販売金額が契約によって決定している場合、一定の売価決定計算式により利幅が確保されている場合など。

⁶ 時価の下落が一時的と認められる場合、収益性の低下の影響を受けなかったことが事後的に判明した場合など。

⁷ 「販売を目的として現に製造中の財貨又は用役に該当する資産」と考えられることから、棚卸資産に含めることとされている。

⁸ 日本公認会計士協会が2005年3月11日に公表した『監査上の留意事項について』が工事損失引当金の計上基準が明確にしたこともあり、定着していると認められれば適用除外になる可能性が高い。第3回専門委員会で行われた参考人聴取の結果からは、ほぼ定着しているとの見方が強いと思われる。

保守主義の観点からは、一度評価損に計上した分が再び資産性を持つのは不合理であり、切放し法が妥当。ただし、現行実務では洗替え法・切放し法いずれも選択可。

簿価切下げの根拠は「収益性の低下」だが、その具体的な要件は「評価時点の時価が簿価を下回ったこと」であり、「回復可能性」は要件となっていない。したがって、事後的に時価が回復した場合には洗替え処理を行うことは否定されない。

固定資産・金融資産の減損処理などでは切放し法が採用されているが、これらはそもそも回復可能性が低い場合に限定されており、事情が異なる。

時価を正味実現可能価額とする国際会計基準 洗替え法

時価を再調達原価とする米国基準 切放し法

低価法の適用単位について【論点5】

個別品目単位かグループ単位か

製造業における原材料などにも全て個別に低価法を適用することとした場合、会計処理に膨大な手間がかかってしまうとの懸念がある。そこで、棚卸資産の低価法適用単位をグループ単位とすることが認められるか、との検討が行われている。一例として、ある製品種類の材料、その仕掛品、および製品在庫を1つのグループとして低価法を適用するようなケースは妥当だが、全品目を一括して適用単位とすることはどうか。

根拠とする考え方、グルーピング可能な適用単位につき引き続き検討することとされている。

評価方法と低価法【論点6】

後入先出法・売価還元法と低価法

後入先出法を評価方法としている場合の評価損について、現在は切放し法・洗替え法いずれの方法も認められている。しかし、法人税法では切放し法は認められていない。したがって、仮に【論点4】で切放し法のみを採用する場合、後入先出法を採用している企業は申告調整などが必要になる。国際会計基準との関係も考慮しつつ検討することとしている。

また、売価還元法⁹を評価方法としている場合において、売価還元平均原価法の原価率を用いるか、売価還元低価法の原価率とするか検討するとしている。現状では、値下額や値下取消額は基本的に期中に販売された資産に関するものであり、期末棚卸資産の評価方法としては値下額・値下取消額を含まない売価還元低価法が適当としている¹⁰。

売価還元法の原価率

< 売価還元平均原価法の原価率 >

$$\frac{\text{期首繰越商品原価} + \text{当期受入原価総額}}{\text{期首繰越商品小売価額} + \text{当期受入原価総額} + \text{原始値入額} + \text{値上額} - \text{値上取消額} - \text{値下額} + \text{値下取消額}^{(1)}}$$

< 売価還元低価法の原価率 >

下線(1)を除いたもの

なお、国際会計基準では後入先出法が禁止されており、CESRの技術的助言では「IAS/IFRSに基づいて会計処理し直した上で追加開示」することが必要とされている。もっとも、後入先出法そのものの是非は『論点整理』では触れられていない。

⁹ 「期末棚卸資産をその種類等又は通常の差益の率の異なるごとに区別し、その種類等又は通常の差益の率の同じものについて、当該事業年度終了の時における種類等又は通常の差益の率を同じくする棚卸資産の通常の販売価額の総額に原価の率を乗じて計算した金額をその取得価額とする方法をいう」(法人税法施行令28条1項1号チ)。もう少し簡潔に言えば、『同一種類等・同一差益率等ごとに、その棚卸資産の通常の販売価額の総額に原価率を乗じた金額を取得価額とする評価方法』である。取扱品種の多い小売業では、仕入から販売に至るまでを全て原価基準で記録することは繁雑であり、期末の棚卸実施時においても個々の商品の売価は値札から把握できても、その原価の集計までは困難な場合が多い。そのため、取扱品種の多い百貨店や小売店等で多く用いられ、小売棚卸法、などと呼ばれることもある。

¹⁰ 売価還元低価法の原価率は、売価還元平均原価法の原価率算定式の分母から値下額・値下取消額を除いて計算する。これによって算定式の分母は大きくなり、原価率は下がる。その結果、期末商品を低く評価することになる。

評価損の計上区分【論点7】**低価法評価損、強制評価減、品質低下・陳腐化評価損**

まず、低価法のみを評価基準とした場合、強制評価減は低価法評価損に含まれることになる。これを前提に、低価法評価損の計上区分はどうすべきか、品質低下・陳腐化評価損の計上区分と異なっても良いかが問題となっている。

低価法評価損の計上区分について、現行制度では売上原価の内訳又は営業外費用として計上することとされている。しかし、簿価切下げの根拠を「収益性の低下」とする以上、売上原価への計上が妥当とされる。

次に品質低下・陳腐化評価損との計上区分の相違について、「価値低下の原因が低価法評価損と異なる」ことを強調すれば容認する方向となり、「低価法評価損との明確な判別が困難で、低価法評価損に含まれてしまう場合がある」ことを強調すれば「同じにすべきである」との考えに傾く。【論点3】との整合性も図りながら、引き続き検討されることになる。

現行の計上区分

評価損	計上区分
低価法評価損	・売上原価の内訳科目又は営業外費用
強制評価減	・営業外費用又は特別損失
品質低下・陳腐化評価損	・原価性を有する場合 - 製造原価、売上原価の内訳科目又は販売費 ・原価性を有しない場合 - 営業外費用又は特別損失

金融投資と考えられる非金融資産の取扱い【論点8】

金融投資とは、時価の変動によって利益を得ることを目的とし、売買市場が整備され、売却することについて事業遂行上の制約がないものを言う（『論点整理』64項）。現物資産の中には、金地金などのように、短期間の価格変動に基づいた利益獲得を目指すスキームが存在し、時価での換金が容易にできるなど、金融資産に類似した性格を有するものもある。これらの現物資産は、低価法を適用して評価損を計上することは問題ないものの、棚卸資産とされるため時価評価の対象とすることは認められていない¹¹。しかし、実態としては時価評価に馴染むものであり、商法上の制約動向を注視しつつ、時価評価の適用可否を引き続き検討することとしている。

4. 今後のスケジュール

最後に、これから予定されているスケジュールをまとめておく。

- 2005年10月19日 論点整理の公表
- 2005年12月12日 コメント締切
- 2006年 前半 会計基準（案）、同適用指針（案）を公表
- 2006年 半ば 会計基準、同適用指針を公表
- 2007年4月以後開始する事業年度から適用（早期適用あり）

ASBJの調査では、低価法を採用している企業は、東証1部上場企業の2~3割にとどまっているとのことである。現在は「論点整理」の段階であるが、今後の議論も比較的スムーズに進む可能性が高いと思われる。上記のスケジュールはあくまでも予定に過ぎないが、2007年4月以降の適用に備え、準備を進めていく必要があるだろう。

¹¹ 金融商品会計に関するQ&A/Q21、商法施行規則28条。時価評価が認められない為、評価損は計上できるが評価益は計上できない。

主なポイントのまとめ

項目	内容
評価方法	・低価法を強制適用
適用除外	・時価の下落が収益性の低下に結びつかないケース ・時価の回復可能性が高いケース ・合理的に参照できる時価が存在しないケース ・未成工事支出金？
時価の算定基準	・正味実現可能価額が最も整合的
評価損の戻入	・切放し法 or 洗替え法
後入先出法	・税法との関係、国際会計基準との関係 引続き検討
低価法評価損の計上区分	・売上原価に計上
陳腐化評価損の計上区分	・低価法評価損と同じとするか否か引続き検討